

本條例草案

旨在

修訂《稅務條例》，以實施政府就 2023 至 2024 財政年度提出的財政預算案中，某些關於調高子女免稅額及稅務寬免的建議。

由立法會制定。

1. 簡稱

本條例可引稱為《2023 年稅務 (修訂) (子女免稅額及稅務寬免) 條例》。

2. 修訂《稅務條例》

《稅務條例》(第 112 章) 現予修訂，修訂方式列於第 3 及 4 條。

3. 附表 4 (免稅額)

(1) 附表 4，副標題——
廢除

“自 2018/19 課稅年度起的每個課稅年度”

代以

“2018/19 至 2022/23 期間的各個課稅年度 (包括首尾兩個課稅年度在內)”。

(2) 在附表 4 的末處——

加入

“自 2023/24 課稅年度起的
每個課稅年度

第 1 欄 (條次)	第 2 欄 (訂明款額)
1. 第 28 條 (基本免稅額)	\$ 132,000
2. 第 28A 條 (傷殘人士免稅額)	\$ 75,000
3. 第 29 條 (已婚人士免稅額)	\$ 264,000
4. 第 30 條 (供養父母免稅額)——	
(a) 第 (3)(a) 款	\$ 50,000
(b) 第 (3)(b) 款	\$ 50,000
(c) 第 (3A)(a) 款	\$ 25,000
(d) 第 (3A)(b) 款	\$ 25,000
(e) 第 (4)(a) 款	\$ 12,000
5. 第 30A 條 (供養祖父母或外祖 父母免稅額)——	
(a) 第 (3)(a) 款	\$ 50,000

第 1 欄 (條次)	第 2 欄 (訂明款額)
(b) 第 (3)(b) 款	\$ 50,000
(c) 第 (3A)(a) 款	\$ 25,000
(d) 第 (3A)(b) 款	\$ 25,000
(e) 第 (4)(a) 款	\$ 12,000
6. 第 30B(1) 條 (供養兄弟姊妹免稅額)	\$ 37,500
7. 第 31 條 (子女免稅額)——	
(a) 第 (1) 款	每名子女 \$130,000
(b) 第 (1A) 款	每名子女 \$130,000
(c) 第 (5) 款 (就第 (1) 款而言)	\$1,170,000
(d) 第 (5) 款 (就第 (1A) 款而言)	\$1,170,000
8. 第 31A(1) 條 (傷殘受養人免稅額)	\$ 75,000
9. 第 32(1) 條 (單親免稅額)	\$ 132,000”。

4. 修訂附表 43 (稅項扣減)

在附表 43 的末處——

加入

“2022/23 課稅年度

第 1 欄 (條次)	第 2 欄 (訂明百分率或 訂明款額)
1. 薪俸稅	
(a) 第 100(1)(a) 條	100%
(b) 第 100(1)(b) 條	\$6,000
2. 利得稅	
(a) 第 100(2)(a) 條	100%
(b) 第 100(2)(b) 條	\$6,000
3. 個人入息課稅	
(a) 第 100(4)(a) 條	100%
(b) 第 100(4)(b) 條	\$6,000”。

摘要說明

本條例草案的目的，是修訂《稅務條例》(第 112 章)(《條例》)，以實施政府就 2023 至 2024 財政年度提出的財政預算案中，某些關於調高子女免稅額及稅務寬免的建議。

2. 草案第 1 條列出簡稱。
3. 草案第 3 條修訂《條例》附表 4。經此項修訂，就於 2023 年 4 月 1 日或之後開始的課稅年度而言——
 - (a) 根據《條例》第 31(1) 及 (1A) 條就每名子女給予的免稅額及額外免稅額，均由 \$120,000 調高至 \$130,000；及
 - (b) 給予任何人的該等免稅額總額的上限，均由 \$1,080,000 調高至 \$1,170,000。
4. 草案第 4 條修訂《條例》附表 43。經此項修訂，須就於 2022 年 4 月 1 日開始的課稅年度繳交的薪俸稅、利得稅及個人入息課稅會獲扣減，每宗個案的扣減款額為稅款額全數或 \$6,000 (兩者以數額較小者為準)。